

観光施設バリアフリー化促進事業費補助金 FAQ

事業者向け			
No.	項目	質問	回答
1	制度全般	補助対象期間に施設を廃止又は休止した場合の取扱いはどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請時点で事業継続の意思がない場合又は交付決定の前までに施設を廃止している場合は、交付決定しない。 ・また、交付決定以降、施設の廃止等事業継続が不可能であり補助金の目的を達することができないと判断される場合は、補助金を支給しない。
2	制度全般	補助金申請後、交付決定を受けるまでの間に事業を実施してもよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定以前に着手した事業は原則として補助の対象としない。
3	制度全般	交付決定後に、事業内容を変更した場合は変更等承認申請が必要か。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の内容を変更する場合、補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の20パーセント以下の変更を除く。）は申請が必要になる。事前に変更等承認を受けなかった場合には補助金を交付できない場合があるため、変更の可能性がある場合には市町に相談すること。ただし、増額の変更に当たっては、予算額上限に達した場合、補助金の増額が認められない場合がある。
4	補助対象事業	建築物移動等円滑化基準に適合しない改修を行う事業は対象外となっているが、この規定が適用される施設は。	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化改修を行おうとする棟の床面積の合計が、2,000㎡以上の施設にのみ適用する。
5	補助対象経費	補助対象経費は具体的にどのようなものか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「（参考資料別紙）補助対象・対象外経費参考表」とおり。 ・法令又は条例等において義務化されている整備内容は補助の対象としない。 ・新築及びバリアフリー化を伴わない改修は、補助の対象としない。
6	補助対象経費	バリアフリー化改修とはどのようなものを指すのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害のある人等の利用の安全性又は利便性の向上に資する改修であれば、原則として対象とする。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令に定める建築物移動等円滑化基準に適合しない改修は対象外とする。
7	補助対象経費	消費税は補助の対象になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税は補助の対象としない。
8	補助対象経費	既存設備の修繕費用は補助の対象になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる修繕で、バリアフリー化を伴わない工事は補助の対象としない。
9	補助対象経費	購入時にポイントを利用して支払いをした場合も対象としてよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイント等を支払いに充当した場合、充分分については値引きと同等とみなし、補助対象外とする。一部をポイントで支払っている場合には、その分を除いた額を補助対象経費とすること。
10	補助対象経費	クレジットカードで支払いをしたものも対象としてよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、現金払いや振込等による支払とすること。 ・やむを得ずクレジットカードを利用する場合は、実績報告書提出日より前に引き落としが完了するよう、余裕をもって事業を実施するとともに、実績報告時には、クレジットカードの利用明細の写し（該当箇所以外黒塗り可）を併せて提出すること。
11	補助対象施設	「旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れると推定される施設」とは、具体的にどのような施設か。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が策定する「観光地バリアフリー化計画」において設定する観光地域内に所在する施設で、市町が認めるものとする。
12	補助対象事業者	宗教法人は補助対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助の対象となる。
13	補助対象事業者	宿泊施設について、民泊、簡易宿泊施設、キャンプ場等も補助対象となるか。公有の宿泊施設や保養施設で指定管理者が運営している場合も対象か。	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者を対象とする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者は除く。「住宅宿泊事業法（民泊）」も対象外となる。
14	補助対象事業者	本社が静岡県外であるが、補助金の対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本社が静岡県外であっても、設置、管理又は運営する観光施設が静岡県内に所在すれば、補助の対象となる。 ・県内外に複数の施設を有している場合は、静岡県内に所在する観光施設に係る事業のみ対象となる。
15	補助対象期間	補助対象期間の終期は、事業の契約日、履行確認日、支払日のいずれで判断するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・支払日で判断する。実績報告書の提出期限までに、事業に係る支払いが完了した旨の領収書を備えた実績報告書を提出すること。

観光施設バリアフリー化促進事業費補助金 FAQ

事業者向け			
No.	項目	質問	回答
16	申請・交付手続	補助金の要綱に書かれている「その他市長が別に定める書類」とは何を指すのか。	<p>①補助事業の内容が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書等の写し等 ・工事別設計書の写し（ない場合は発注書等の写しでも可） ・図面（工事内容が分かるもの）等 <p>②写真及び平面図等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工前の写真 ・施工箇所を明示した位置図 <p>③補助対象経費の積算が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積書等金額のわかるもの
17	申請・交付手続	様式第8号『消費税仕入控除税額等報告書』は、提出しなければならないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本様式は、補助金の交付を受けた年度の消費税及び地方消費税の確定申告終了後に、必要に応じて提出いただくもの。 ・以下の補助金返還事由に該当しない場合は、提出不要。 <p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前提として、課税事業者は、課税売上高に対する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額等を納付している（＝消費税支払い）。 ・補助金収入は、消費税法上の不課税取引に該当し、課税事業者は、確定申告等において、補助事業に係る経費を控除対象仕入税額に算入することが可能。 ・補助事業に係る経費を控除対象仕入税額に算入した場合、補助事業に限ってみれば、課税売上額はゼロとなり、課税事業者にとっては、消費税に相当する金額の還付を受けることになるが、県の立場としては、補助金支払いと重複して、消費税相当額を還付していることになる。 ・様式第8号では、控除対象仕入税額のうち補助金に係る部分（確定申告等において控除対象仕入税額に算入した金額に限る）について、事前報告いただいた金額との差額（＝補助金返還額）の報告を求めている。
18	申請・交付手続	申請者と他の提出書類(営業許可書等)の名義が異なるがどうすればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、提出書類はすべて申請者と同一名義のものである必要がある。営業許可書について名義が異なる場合は、その実態を確認の上で、営業許可書の変更等が必要な場合には適正な手続きを取ること。
19	申請・交付手続	旅館業の営業許可書が見当たらない。どうすればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・管轄の保健所から「営業許可を受けて営業していることの証明」を受け、提出すること。
20	申請・交付手続	対象とならない経費も含めて工事業者に改修工事を発注する場合に、そのうち補助対象経費がいくらかわからないときは、どのように申請すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費が確認できない場合は補助金の交付ができないため、工事業者に、補助対象経費と補助対象外経費が明確にわかるように見積書等の作成を依頼すること。それが困難である場合は、見積書の内訳等から、明確に対象経費と特定できる部分のみを積み上げる等の合理的で説明のつく方法により算出したうえで申請すること。その際、算出方法がわかる資料も必ず添付すること。
21	実績報告	補助金の要綱に書かれている「その他知事が別に定める書類」とは何を指すのか。	<p>①補助事業の完了が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書、領収書の写し等 <p>②写真及び平面図等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成写真 ・施工箇所を明示した位置図
22	実績報告	領収書が無い場合、支払を証明する書類として、振込証明書でも構わないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象の内容、購入日、購入先、金額、消費税額が分かるものであれば、様式は問わない。 ・請求書や納品書等で、当該情報が記載されているものがあれば、領収書とセットで提出いただく対応も可能。
23	実績報告	領収書等について、事業者名や施設名と異なる宛先のものも、実績報告時の書類として有効か。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、施設ごと申請のため、領収書の宛名は施設名または事業者名と一致していること。事業者名義の領収書については、「〇〇(株)代表取締役△△」のように、施設との関連性が読み取れるものであること。
24	実績報告	領収書を出してもらえない場合、支払完了メール等の写しを領収書としてよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・交付決定日から市町が定める期限までに支払いが完了したと確認できるものであれば可するが、提出された書類によっては、聞き取りによる確認や追加資料の提出をお願いする場合がある。